「おやじの会」会則

熊谷市立籠原小学校おやじの会

第一章　　総　　則

（名称と事務局）

第１条　この会は、熊谷市立籠原小学校「おやじの会」と称し、事務局を籠原小学校内におく。

（目　的）

第２条　この会は、学校と地域が協力し、児童の幸福な成長を図り、併せて会員相互の親睦と修養に寄与することを目的とする。

（ 組　織）

第３条　この会は、籠原小学校に在学する児童の保護者またはこれに代わる保護者、籠原小学校職員及び籠原小学校区に在住在勤者で組織する。

（方　針）

第４条　この会は、次の方針に基づいて活動する。

１　教育を本旨とする民主的団体として活動する。
２　児童の福祉のために活動する民主的団体や機関と協力する。
３　非営利的、非政治的、非宗教的立場を堅持する。
４　学校の管理や教職員の人事には干渉しない。

（活　動）

第５条 この会は、目的達成のために次の活動を行う。

１ 児童の福祉増進に関する活動
２ 会員の教養を高めるための活動
３ 会員相互の親睦を図るための活動
４ 学校ならびに地域社会の教育環境の整備に関する活動
５ 児童の教育や福祉に関する団体や機関と協力して行う活動
６ その他目的達成のために必要な活動

第二章　　機　　関

（機　関）

第６条　この会に次の機関をおく。

１ 総会　　２ 役員会　　３　監査会

（総　会）

第７条　総会は、毎年度当初に開き、次の事項について審議決定する。ただし、必要に応じ臨時総会を開くことができる。なお、総会の議決は出席者の多数決とする。

１ 事業及び決算の報告と承認
２ 事業計画及び予算の審議決定
３ 役員の承認
４ 会則の制定と変更
５ その他重要事項

（役員会）

第８条　役員会は、正副会長、幹事、監事、会計をもって構成し、次のことを行う。

１ 総会議案の審議　　３　総会より委託された事項
２ 役員候補者の推薦　　４　その他必要な事項

（監査会）

第９条　監査会は毎年１回または、必要に応じて臨時に開き会計を監査する。

（機関の招集と議決）

第 10 条 この会の会議はすべて会長が招集し、議決は会員の過半数の賛成により決定する。
なお、欠席した者は、賛成とみなす。

第三章　　役　　員

（役　　員）

第11条　この会に次の役員をおく。

１	会長	１名
２	副会長	若干名
３	会計	1名
４	幹事	若干名

2021年度役員

広田勝裕

鳥越春樹、宮司祐也、タンキムロン、森田健二

石田憲一

石田憲一（広報）、吉田徹（監事）、

海老根正人（庶務）、松原由郎、上杉英範、斎藤淳平

（役員の任務）

第 12 条　役員の任務は、次のとおりとする。

会長は、この会を代表し、会務を総理する。

副会長は会長を補佐し、会長の事故ある時はこれを代行する。

監事は、この会の事業及び会計を監査する。

会計は、この会の会計にあたる。

幹事は、会長の命を受けて会の庶務にあたる。

（役員の任期）

第 13 条　この会の役員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

第四章　　会　　計

（経　　費）

第 14 条　この会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

（会計年度）

第 15 条　この会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

附　　則

第１条　　本会則の実施に必要な細則は別に定める。

第２条　　本会則は平成１８年５月１９日より実施する。